

5. ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ● = 原則すべての人が対象となる支援等 = 対象要件がある支援等

1. 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

● 各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

民間被害者支援団体(P.55) 都道府県(P.37) 市町村(P.38) 警察署(P.47)
法テラス(P.53)

2. 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

● 受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。
機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先)

精神保健福祉センター(P.73) 市町村保健センター(P.74) 保健所(P.74)
民間被害者支援団体(P.55) 警察署(被害相談窓口)(P.47)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

● 自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先)

民間被害者支援団体(P.55) 被害者団体(P.56)、精神保健福祉センター(P.73)

3. 生活上の問題

(1) 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

- 労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

総合労働相談コーナー(P.79)、弁護士会(P.65)

労働争議の調整

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先)

総合労働相談コーナー(P.79)、弁護士会(P.65)

働かなければならないが、就職先が見つからない

- 就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

ハローワーク(P.79)、雇用・能力開発機構都道府県センター(P.80)

公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(P.79)、雇用・能力開発機構(P.80)、都道府県(P.37)

訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先)

ハローワーク(P.79)

母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

都道府県(P.37)、市役所(P.38)

母子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

市町村(P.38)

資格を取得し、スキルアップを図りたい

高等技能訓練促進費

母子家庭の母が看護師等の経済的に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の最後の3分の1の期間について、毎月一定額を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、入学支援修了一時金を支給します。

(連絡先)

市町村 (P.38)

自立支援教育訓練給付金

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先)

市町村 (P.38)

働きたいが、子どもの世話がある

→P.109 参照

(2) 不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

公営住宅への一時入居

犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方や単身者については、原則として1年を超えない期間で、公営住宅を使用できます。

(連絡先)

都道府県 (P.37) 市町村 (P.38)

被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先)

警察署 (P.47)

転居する必要があるが、経済的に苦しい

公営住宅への優先入居

犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅に優先的に入居できます。

(連絡先)

都道府県 (P.37) 市町村 (P.38)

(3) 経済的な困窮(問題)

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(連絡先)

警察署・警察本部 (P.47)

労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先)

労働基準監督署 (P.79)

災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童または生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先)

独立行政法人日本スポーツ振興センター (P.88)

医療費の負担を軽くしたい

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会の支部 (P.103)、健康保険組合 (組合健保)、市町村 (国民健康保険) (P.38)、各種共済保険 (共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

高額療養費の貸付 (立替) 制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付 (立替) を行います。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会の支部 (P.103)、健康保険組合 (組合健保)、市町村 (国民健康保険) (P.38)、各種共済保険 (共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

(連絡先)

税務署 (P.103)

自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

（連絡先）

市町村（P.38） 保健所（P.74） 通院している医療機関

乳幼児医療費助成

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

（連絡先）

市町村（P.38）

母子家庭医療費公費負担事業

母子家庭の母や児童等に対して、疾病又は負傷のため医療機関において保険給付を受けた場合に、その自己負担相当額を助成します。

（連絡先）

市町村（P.38）

ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭等に対して、保険診療分の自己負担額を助成します。

（連絡先）

市町村（P.38）

生活資金に困っている

生活福祉資金貸付制度

生活や就業時に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けます。離職者支援資金や災害援護資金、一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金があります。修学資金や療養・介護資金は無利子となります。

（連絡先）

社会福祉協議会（P.74）

児童扶養手当

父親の死亡等、父親が実質的に不在の家庭等で、18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童を監護する母又は養育する者（児童や母又は養育者が公的年金を受給している場合等を除く。）に対して支給します。

（連絡先）

市町村（P.38）

母子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童

の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

(連絡先)

市町村 (P.38)

寡婦 (寡夫) 控除

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得額が一定額以下の方に、一定額の税が控除されます。

(連絡先)

税務署 (P.103)

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先)

市町村 (P.38)

私立幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園に就園している幼児 (3 ~ 5 歳児) を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

(連絡先)

市町村 (P.38)

〇〇幼稚園保育料減免

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

(連絡先)

市町村 (P.38)

(4) 子育てに伴う問題 (経済的支援以外)

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

● 子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(連絡先)

市町村 (P.38) 児童相談所 (P.85) 児童家庭支援センター (P.85)

子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

(連絡先)

ファミリー・サポート・センター(P.87)

子どもを預けたい

一時保育

様々な事情により子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じて子どもを預けることができます。

(連絡先)

市町村 (P.38)

トワイライトステイ、ショートステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先)

市町村 (P.38)、児童相談所 (P.85)

(5) 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

市町村 (福祉事務所) (P.38/P.73)、地域包括支援センター (P.75)、社会福祉協議会 (P.74)

(6) 報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

警察署 (P.47)、弁護士会 (P.65)、法テラス (P.53)

異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」(連絡先 : TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330) に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌

人権ボックス」(FAX:03-3291-1220)に異議申立てをすることができます。

(連絡先)

弁護士会(P.65) 法テラス(P.53)

4. 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先)

警察署(P.47)

再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

(連絡先)

警察署(P.47)

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度(後述)とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先)

検察庁(P.62)

加害者がどうなったのか知りたい

被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報(逮捕、処分等)を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

(連絡先)

警察署(P.47) 海上保安部署(P.52)

被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

検察庁(P.62) 矯正管区(P.67)、少年鑑別所(P.67)、少年院(P.68)、地方更生保護委員会(P.68)、保護観察所(P.69)

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P.62) 法テラス (P.53)、弁護士会 (P.65)

不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。

(連絡先)

検察庁 (P.62) 法テラス (P.53)、弁護士会 (P.65)

公判記録 (起訴された事件の同種余罪の被害を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

→ P.114 参照

(連絡先)

裁判所 (P.58)、検察庁 (P.62) 法テラス (P.53)、弁護士会 (P.65)

少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→ P.114 参照

(連絡先)

家庭裁判所 (P.60)、法テラス (P.53)、弁護士会 (P.65)

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

意見陳述

→ P.114 参照

(連絡先)

検察庁 (P.62) (少年事件につき) 家庭裁判所 (P.60)、法テラス (P.53)、弁護士会 (P.65)

刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

→ P.114 参照

(連絡先)

検察庁 (P.62) 法テラス (P.53)、弁護士会 (P.65)

● 刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。

(連絡先)

矯正管区 (P.67)、刑事施設 (P.67)

意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。

(連絡先)

地方更生保護委員会 (P.68)、保護観察所 (P.69)

心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先)

保護観察所(P.69)

5. 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

法テラス(相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談(予約制)を行っています。)(P.53)、弁護士会(P.65)、
検察庁(P.62)

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

法テラス(P.53)

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

民間被害者支援団体(P.55)、検察庁(法廷のみ)(P.62)、法テラス(P.53)、弁護士会(P.65)(少年事件につき)家庭裁判所(P.60)

事件に関する情報を知りたい

被害者連絡制度

→P.111 参照

(連絡先)

警察署(P.47)

被害者等通知制度

→P.111 参照

(連絡先)

検察庁（P.62）、矯正管区（P.67）、少年鑑別所（P.67）、少年院（P.68）、地方更生保護委員会（P.68）、保護観察所（P.69）

公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

（連絡先）

地方裁判所・簡易裁判所（P.58）、検察庁（P.62）（少年事件につき）家庭裁判所（P.60）、法テラス（P.53）、弁護士会（P.65）

少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

（連絡先）

家庭裁判所（P.60）、法テラス（P.53）、弁護士会（P.65）

審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

（連絡先）

家庭裁判所（P.60）、法テラス（P.53）、弁護士会（P.65）

審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

（連絡先）

家庭裁判所（P.60）

刑事手続等に参加したい

意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

（連絡先）

検察庁（P.62）（少年事件につき）家庭裁判所（P.60）、法テラス（P.53）、弁護士会（P.65）

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

（連絡先）

検察庁（P.62）、法テラス（P.53）、弁護士会（P.65）

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先)

弁護士会 (P.65)、法テラス(P.53)

被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)を選定することを、(法テラスを経由し)裁判所に対して請求することができます。

(連絡先)

法テラス(P.53)、弁護士会 (P.65)

損害賠償請求等をしたい

● 法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先)

法テラス(P.53)、市町村 (P.38)、弁護士会 (P.65)

民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先)

法テラス(P.53)、弁護士会 (P.65)

損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先)

地方裁判所 (P.58)、法テラス(P.53)、弁護士会 (P.65)

被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先)

検察庁 (P.62)